

パートタイマー就業規程

(総則)

第1条 この規程は一般社団法人千葉県診療放射線技師会（以下本会という）との間に雇用契約を締結した者の就業に関する事項を定める。

2. この規程に定めない事項については、労働基準法、その他の法令または労働契約の定めによる。

(定義)

第2条 この規程でパートタイマーとは本会と労働契約を締結し、本会に雇い入れられたものをいう。

(遵守義務)

第3条 パートタイマーは、この規程ならびに業務上の指示命令を遵守し、誠実にその任務に服さなければならない。

(雇い入れ)

第4条 本会は、パートタイマーとしての就業を希望するものを選考のうえ、的確と認められたものをパートタイマーとして雇い入れる。

(労働契約)

第5条 パートタイマーは労働契約について別途労働契約を結ぶ。ただし、雇用契約期間は原則として1年とする。

(提出書類)

第6条 パートタイマーとして雇い入れられたものは次の書類を遅滞なく提出しなければならない。

履歴書 1通

写真 1葉

その他本会が提出を求める書類

2. 前項各号の書類は本会が必要と認めない場合はその一部を省略することがある。
3. 第1項の提出書類の記載事項に変更を生じた場合は、届け出なければならない。

(退職)

第7条 パートタイマーが次の各号の一つに該当する場合は退職とする。

死亡した場合

本人が退職を希望した場合

雇用契約期間が満了した場合

2. パートタイマーが前項第2号により退職しようとする場合は、30日前に本会にその旨を申し出なければならない。

(解雇)

第 8 条 本会はパートタイマーが次の各号の一つに該当する場合は契約期間中といえども解雇する。

精神もしくは身体の障害または虚弱、疾病により業務能力が低下した時、または業務に耐えられないと認めた場合

勤務成績、態度、素行等が悪い場合

第 10 条の即時解雇に該当した場合

その他前各号に準ずる事由があり、パートタイマーとして不的確と認められた場合

本会が業務の都合で必要を認めなくなった場合

(解雇の予告)

第 9 条 本会は、前条により解雇する場合には 30 日前に予告するか、または平均賃金 30 日分の解雇予告手当を支給する。ただし、前条第 3 号については、その事由につき行政官庁の認定を受けた場合はこの限りではない。

2 . 前項の予告日数は、1 日についての平均賃金を支払った場合においては、日数を短縮する。

(即時解雇)

第 10 条 本会は、パートタイマーが次の各号の一つに該当する場合は即時解雇する。

本規則またはこれに準ずる規則に従わない場合

正当な理由なく無断欠勤 7 日以上に及んだ場合

不当に業務上の命令に従わない場合

重要な経歴を詐り、その他詐術を用いて雇い入れられた場合

本会の承認を得ないで他に雇い入れられた場合

本会の風紀もしくは秩序を乱しまたは乱そうとした場合

許可無く本会の物品を持ち出し、または持ち出そうとした場合

故意により本会に損害を与え場合

業務上の機密を漏らし、または漏らそうとした場合

本会の名誉、信用を失うような行為をした場合

刑罰に触れる行為があつて、その後の就業が不適當と認められた場合

その他前各号に準ずる不都合な行為をした場合

(物品の返還)

第 11 条 パートタイマーは解雇され、または退職する場合には、本会から貸与された物品を遅滞なく返却しなければならない。

(就業時間および休憩時間)

第 12 条 パートタイマーの就業時間および休憩時間は、雇用契約において定める。

(休日)

第 13 条 パートタイマーの休日は雇用契約において定める。

(休暇)

第 14 条 パートタイマーの休暇は雇用契約において定める。

(時間外及び休日労働)

第 15 条 業務の都合でやむを得ない場合は、時間外および休日に労働させることがある。

(出勤および退社)

第 16 条 出勤および退社の場合には、その時刻をタイムカードにタイムレコーダーによって刻時しなければならない。

(遅刻・早退・私用外出)

第 17 条 パートタイマーがやむを得ない事由により遅刻、早退または私用外出をする場合には会長または事務局長に届け出なければならない。

(欠勤)

第 18 条 パートタイマーが欠勤する場合には事前に会長または事務局長に届けでなければならない。ただし、やむを得ない都合でその時間がない場合には遅滞なく届けでなければならない。

2. 傷病による欠勤が引き続き 7 日以上に及ぶ場合は医師の診断書を添えなければならない。

3. 本会が必要と認める場合には本会の指定する病院の診断を受けさせることがある。

(賃金)

第 19 条 パートタイマーの賃金は雇用契約において定める。

(賃金の支払い方法)

第 20 条 賃金は原則として銀行振込によってその全額を支払う。ただし、法令によって差し引くことが定められたものは賃金から控除する。

(賃金の計算および支払日)

第 21 条 賃金の計算は前月 1 日より当月の 31 日までを 1 計算期間とし、支払日は次月 5 日とする。ただし、支払日が休日に当たるときは、その前日に支払う。

(時給)

第 22 条 時給は作業内容、就業時間帯等を勘案し、雇用契約により決定する。ただし、休日、休暇、その他就業しない場合は前号の時給は支給しない。

(賃金改定)

第 23 条 パートタイマーの賃金改定の必要があると認めた時は、本会理事会によって改定する。

(安全衛生)

第 24 条 本会は必要に応じてパートタイマーの健康診断を行う。

(災害補償)

第 25 条 本会はパートタイマーが業務上負傷した場合は、関係法規の定めるところによっ

て補償を行う。

(損害弁償)

第 26 条 パートタイマーは故意または重大な過失により本会に損害を及ぼし、本会がそれに対する弁償を請求した場合には弁償しなければならない。

(規程の改廃)

第 27 条 本規程の制定または改廃については理事会の承認を要するものとする。

平成 19 年 7 月 4 日制定同日施行

平成 24 年 11 月 11 日改正同日施行